

令和2年9月10日

【照会先】

職業安定局

障害者雇用対策課

課長 小野寺 徳子

主任障害者雇用専門官 戸ヶ崎 文泰

(代表電話) 03-5253-1111 (内線) 5650、5868

(直通電話) 03-3502-6775

令和2年 国の機関における障害者任免状況の集計結果 (速報値)

厚生労働省では、令和2年6月1日現在の国の機関の「障害者任免状況」の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき、国及び地方公共団体に義務付けられている毎年6月1日現在の障害者の任免状況の通報のうち、国の機関分を集計したものです。

なお、地方公共団体、独立行政法人等及び民間企業における障害者の雇用状況については、今後取りまとめ公表する予定です。

【集計結果の主なポイント】

＜公的機関＞法に基づく障害者雇用率 2.5%

・国の機関 : 雇用障害者数 9,336.0人 (7,577.0人)、実雇用率 2.83% (2.31%)

※ () は前年の値

障害者任免状況報告の集計結果（概要）

国の機関における在職状況

○ 国の機関（法定雇用率2.5%）

国の機関に在職している障害者の数は9,336.0人で、前年より1,759.0人増加（前年比23.2%増）しており、実雇用率は2.83%と、前年に比べ0.52ポイント上昇した。

国の機関は45機関中44機関で達成。

総括表

令和2年6月1日現在における障害者の雇用状況

国の機関における在職状況

国の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	329,989.5 人 [7,807 人] (328,132.5 人)	9,336.0 人 [7,807 人] (7,577.0 人)	2.83 % (2.31 %)	44 / 45 (27 / 44)	97.8 % (61.4 %)
行政機関	300,586.5 人 [7,223 人] (299,324.5 人)	8,563.0 人 [7,223 人] (7,184.0 人)	2.85 % (2.40 %)	36 / 36 (22 / 35)	100.0 % (62.9 %)
立法機関	3,993.0 人 [83 人] (3,688.0 人)	109.5 人 [83 人] (101.0 人)	2.74 % (2.74 %)	5 / 5 (5 / 5)	100.0 % (100.0 %)
司法機関	25,410.0 人 [501 人] (25,120.0 人)	663.5 人 [501 人] (292.0 人)	2.61 % (1.16 %)	3 / 4 (0 / 4)	75.0 % (0.0 %)

注1 表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。

① 平成29年6月2日以降に採用された者であること

② 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

3 []内は、実人員である。

4 ()内は、令和元年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

5 この集計は、令和2年8月7日時点の集計結果に基づき作成した。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | |
|---------------|-------|---|
| ○ 民間企業 | …… | <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; font-size: 3em; line-height: 1;">{</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <p>一般の民間企業 …………… 2. 2%</p> <p>(45.5人以上規模の企業)</p> <p>特殊法人等 …………… 2. 5%</p> <p>〔労働者数40.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕</p> </div> </div> |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… | 2. 5% |
| | | (40.0人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… | 2. 4% |
| | | (42.0人以上規模の機関) |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 平成29年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

詳細表

1 国の機関における在職状況

○ 国の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職 員数	③ 障害者の数					④ 雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
		A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体障 害者及び 重度知的障 害者 ある短時間 勤務職員 (注4)	C.重度以外 の身体障 害者及び 知的障 害者並び に精神障 害者及び 精神障 害者 (注4)	D.重度以外 の身体障 害者及び 知的障 害者並び に精神障 害者 (注4)	E.計 A×2+B+C+ D×0.5			
区分	機関	1,693	273	5,513	328	9,336.0	2.533.0	44	97.8
	(44) (328,132.5)	(1,473) (213)	(4,285) (266)	(7,577.0) (3,712.5)	(2.31) (27)	(61.4)			
行政機関	機関	300,586.5	1,503	5,124	326	8,563.0	2.129.5	36	100.0
	(35) (299,324.5)	(1,360) (211)	(4,121) (264)	(3,618.5) (2.40) (22)	(62.9)				
立法機関	5	3,993.0	27	53	1	109.5	16.0	5	100.0
	(5) (3,688.0)	(23) (2)	(52) (2)	(101.0) (56.0)	(2.74) (5)	(100.0)			
司法機関	4	25,410.0	163	336	1	663.5	387.5	3	75.0
	(4) (25,120.0)	(90) (0)	(112) (0)	(38.0) (1.16) (0.0)					

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数					② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
	a.重度身体 障害者	b.重度身 体障害者 ある短時間 勤務職員	c.重度身 体障害者 ある短時間 勤務職員	d.重度以 外の身体障 害者及び 知的障 害者並び に精神障 害者 (注4)	e.計 a×2+b+c+ d×0.5	a.重度知 的障害者	b.重度知 的障害者 ある短時間 勤務職員	c.重度知 的障害者 ある短時間 勤務職員	d.重度以 外の知的障 害者及び 知的障 害者並び に精神障 害者 (注4)	e.計 a×2+b+c+ d×0.5	a.重度知 的障害者	b.重度知 的障害者 ある短時間 勤務職員	c.重度知 的障害者 ある短時間 勤務職員	d.重度以 外の知的障 害者及び 知的障 害者並び に精神障 害者 (注4)	e.計 a×2+b+c+ d×0.5	a.重度知 的障害者	b.重度知 的障害者 ある短時間 勤務職員	c.重度知 的障害者 ある短時間 勤務職員	d.重度以 外の知的障 害者及び 知的障 害者並び に精神障 害者 (注4)	e.計 a×2+b+c+ d×0.5
計	9,336.0	1,674	267	1,945	273	5,696.5	1,208.0	19	6	183	47	250.5	87.0	2,482	911	903	3,389.0	1,238.0		
	(7,577.0)	(1,447) (205)	(1,632) (227)	(4,844.5) (1,746.5)	(26) (8)	(170) (37)	(248.5) (129.0)	(1.837.0)												
行政機関	8,563.0	1,486	264	1,753	271	5,124.5	922.5	17	6	176	47	239.5	83.0	2,309	894	886	3,199.0	1,124.0		
	(7,184.0)	(1,337) (203)	(1,540) (225)	(4,529.5) (1,686.5)	(23) (8)	(166) (37)	(238.5) (126.0)	(1.806.0)												
立法機関	109.5	25	2	12	1	64.5	12.0	2	0	4	0	8.0	1.0	28	9	9	37.0	3.0		
	(101.0)	(20) (2)	(12) (2)	(55.0) (34.0)	(3) (0)	(4) (0)	(10.0) (3.0)	(36.0) (19.0)												
司法機関	663.5	163	1	180	1	507.5	273.5	0	0	3	0	3.0	3.0	145	8	8	153.0	111.0		
	(292.0)	(90) (0)	(80) (0)	(260.0) (26.0)	(0) (0)	(0) (0)	(0.0) (0.0)	(32.0) (12.0)												

【1①表の注】

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④欄及び⑤欄の計である。
- 2 ②③④欄の「障害者の数」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④欄の「重度障害者及び知的障害者並びに④d欄の精神障害者（e欄（注5参照）に該当する者を除く。）である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウント
- 4 ②③④欄の「ac欄及び④a欄は1週間の所定労働時間が30時間以上30時間未満の職員であり、②③④欄のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ④a欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。
- ① 平成29年6月2日より採用された者であること
- ② 平成29年6月2日より採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③④欄及び④a欄の「うち新規雇用分」は令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は、令和元年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されたことになった。
- 8 この集計は、令和2年8月7日時点の集計結果に基づき作成した。

【参考】国の機関における障害部位別の雇用身体障害者数

国の機関	計		聴覚又は 平衡機能障害		音声・言語・そ れや く		身体不自由		内部障害								
	視覚障害	視野障害	聴力障害	視野障害	上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうし又は頭部機能障害	小腸機能障害	盲疾機能障害	肝臓機能障害	腎臓機能障害
	4,159	145	129	277	44	581	1062	211	182	84	698	492	21	133	28	41	31

2 各機関の状況

○ 国の機関の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	329,989.5	9,336.0	2.83	2.0	
行政機関合計	300,586.5	8,563.0	2.85	0.0	
内閣官房	1,498.0	42.0	2.80	0.0	
内閣法制局	79.5	2.0	2.52	0.0	
内閣府	3,388.5	90.5	2.67	0.0	
カジノ管理委員会	136.0	3.0	2.21	0.0	注5
宮内庁	1,188.0	33.0	2.78	0.0	
公正取引委員会	918.0	24.0	2.61	0.0	
警察庁	2,281.0	72.0	3.16	0.0	
金融庁	1,709.5	43.5	2.54	0.0	
消費者庁	489.0	16.0	3.27	0.0	
個人情報保護委員会	142.0	4.0	2.82	0.0	
復興庁	228.0	6.0	2.63	0.0	
総務省	5,347.5	150.5	2.81	0.0	特例承認あり 注4
法務省	33,105.0	905.0	2.73	0.0	
出入国在留管理庁	4,385.0	140.5	3.20	0.0	
公安調査庁	1,644.5	50.0	3.04	0.0	
外務省	3,306.5	103.0	3.12	0.0	
財務省	11,984.0	324.5	2.71	0.0	
国税庁	59,398.0	1,660.0	2.79	0.0	
文部科学省	2,850.0	72.0	2.53	0.0	特例承認あり 注4
厚生労働省	56,236.0	1,673.5	2.98	0.0	
農林水産省	16,064.0	452.0	2.81	0.0	
林野庁	4,905.5	141.5	2.88	0.0	
水産庁	758.5	25.0	3.30	0.0	
経済産業省	6,569.5	195.0	2.97	0.0	特例承認あり 注4
特許庁	3,462.5	88.5	2.56	0.0	
国土交通省	42,212.5	1,236.5	2.93	0.0	
観光庁	266.5	10.0	3.75	0.0	
気象庁	4,780.0	139.0	2.91	0.0	
海上保安庁	237.0	17.0	7.17	0.0	
運輸安全委員会	194.0	6.0	3.09	0.0	
環境省	2,858.5	79.0	2.76	0.0	
原子力規制委員会	1,204.5	33.5	2.78	0.0	
防衛省	23,241.5	619.0	2.66	0.0	
防衛装備庁	1,556.5	46.0	2.96	0.0	
人事院	681.5	20.0	2.93	0.0	
会計検査院	1,280.0	40.0	3.13	0.0	
立法機関合計	3,993.0	109.5	2.74	0.0	
衆議院事務局	1,634.0	40.5	2.48	0.0	
衆議院法制局	84.0	2.0	2.38	0.0	
参議院事務局	1,243.0	33.0	2.65	0.0	
参議院法制局	69.0	1.0	1.45	0.0	
国立国会図書館	963.0	33.0	3.43	0.0	
司法機関合計	25,410.0	663.5	2.61	2.0	
最高裁判所	1,030.5	27.0	2.62	0.0	
高等裁判所	1,752.0	45.0	2.57	0.0	
地方裁判所	16,004.0	423.5	2.65	2.0	
家庭裁判所	6,623.5	168.0	2.54	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
- また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
- さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成29年6月2日以降に採用された者又は平成29年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の省庁は、特例承認を受けている。
- 特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。
- 5 カジノ管理委員会は、令和2年1月7日付けで発足したため、本年6月1日現在の任免状況通報書より通報対象となる。
- 6 この集計は、令和2年8月7日時点の集計結果に基づき作成した。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁	スポーツ庁	
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	